

○盛岡市介護車両装備助成事業実施要綱

平成19年3月30日告示第121号

盛岡市介護車両装備助成事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、重度身体障害者の介護者（重度身体障害者と同一世帯に属する介護者をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で介護車両装備に係る費用を助成することにより、当該介護者の経済的負担の軽減を図り、もって重度身体障害者及びその介護者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 重度身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者（その保護者が交付を受けているときは、本人）のうち、身体障害者手帳に記載されている障害の級別が1級又は2級の者であつて、下肢又は体幹の機能の障害のあるもの（出生からおおむね3歳までの間に発現した非進行性の脳病変による移動機能の障害のある者を含む。）をいう。

(2) 介護車両装備 重度身体障害者の自動車の乗降を容易にするための装置を自動車に装備することをいう。

(助成を受けることができる者)

第3 この告示による助成を受けることができる者は、介護者又は介護者と同一世帯に属する者が所有する自動車（売買契約において売主が自動車の所有権を留保しているものを含む。）に介護車両装備を行った介護者で、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 介護者の前年の所得がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「令」という。）第7条の規定により算定した額を超えないもの

(2) 介護者の配偶者の前年の所得又は介護者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該介護者の生計を維持するもの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、令第7条の規定により算定した額を超えないもの

2 前項の規定にかかわらず、過去においてこの告示による助成その他当該助成に相当する助成を受け、これらの助成を受けた日から5年を経過していない者は、この告示による助成を受けることができない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(助成額)

第4 この告示による助成額は、介護車両装備に要した費用に相当する額とする。ただし、その額

が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(助成の申込み等)

第5 この告示による助成を受けようとする者は、盛岡市介護車両装備助成申込書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、この告示による助成を適当と認めたときは盛岡市介護車両装備助成承認通知書により、不適当と認めたときは盛岡市介護車両装備助成不承認通知書により、その旨を当該申込みをした者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第6 第5第2項の承認通知書により通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、盛岡市介護車両装備助成請求書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに助成金を当該請求をした者に交付するものとする。

(不正利得の返還)

第7 市長は、偽りその他不正の行為によりこの告示による助成を受けた者に対し、当該助成をした金額の全部又は一部を返還させることがある。

制定文 抄

平成19年4月1日から施行する。